

## 行政文書開示決定等通知書

木野 龍逸 宛

内閣官房副長官補

古谷 一之



平成27年 8 月 10 日付け行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：東京電力に関する経営・財務調査委員会および分科会に係る議事速記録、および机上配付資料の一切。期間2011年 6 月～12月）（平成27年 8 月 19 日付け受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称及び一部不開示とした理由

- ・東京電力に関する経営・財務調査委員会に係る議事速記録
- ・東京電力に関する経営・財務調査委員会に係る机上配付資料  
（一部不開示とした理由）

議事速記録については、発言者に確認をとっておらず、その正確性は必ずしも担保されていないものであり、表面的な誤りや矛盾、不適切な表現、議論を深め活発にするために行われた自己の真意や見解と異なる発言、あるいは特定の政策に関して意思決定のされていない検討過程等の未成熟な情報や事実関係の確認の不十分な情報が含まれている。このため、仮にこれらの情報が公にされた場合、これらの情報が成熟したもの又は確実なものであると誤認されることにより社会的混乱を招き、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

また、公にしないことを条件とした上で東京電力から任意に提供を受けた情報及びそれに基づく委員の議論には、東京電力が保有する個々の不動産や有価証券等保有資産の売却方針や、子会社・関連会社を含めた事業再編方針、給与や退職手当等人件費に関する情報など機微な企業の内部情報が含まれており、これらを公にすると、東京電力及びその関係会社の権利や競争上の地位その他の正当な利益を不当に害するおそれがある。

以上のことから、これらの部分については、法第 5 条第 2 号及び第 5 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。

#### 2 不開示とした行政文書とその理由

- ・東京電力に関する経営・財務調査委員会分科会に係る議事速記録及び机上配付資料  
（理由）

東京電力に関する経営・財務調査委員会分科会は存在していなかったため、不存在である。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第 5 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。